

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月18日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 郡 香緒利

1 調達内容

- (1) 業務の名称及び数量
令和7年度鳥取県防災情報システム設備点検管理業務委託（日野管内設備） 一式
- (2) 業務の仕様
入札説明書による。
- (3) 業務の期間
契約締結日から令和8年3月19日（木）まで
- (4) 入札方法
入札は紙入札により行う。
入札書に記載する金額は、契約申込金額（消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。
 - ア 電気通信機器類の電気通信機器
 - イ 機械等（建物等以外）保守点検の計測・分析機器保守点検
 - ウ 機械等（建物等以外）保守点検の設備（建物等以外）保守点検
- (3) 令和7年4月18日（金）から同年5月16日（金）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (5) 修理補修等に迅速な対応が可能なこと。

3 契約担当部局

鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局維持管理課

4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局
〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1
鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局維持管理課
電話 0859-72-2047
FAX 0859-72-2092
電子メール hino_kendoseibi@pref.tottori.lg.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書は、令和7年4月18日（金）から同年5月7日（月）までの間にインターネットの鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/297198.htm>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年4月18日（金）から同年5月7日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月16日（金）午後2時 即時開札

イ 場所

〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1

鳥取県西部総合事務所日野振興センター会議室棟 中会議室兼入札室

(5) 郵便等による入札

不可

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札は、紙入札により行うこと。

(2) 入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、郵便等又は持参により4

(1)の場所に、令和7年5月7日（水）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。